

平成22年度11月補正予算の経費説明(教育委員会所管分)

(単位:千円)

給与改定経費 △1, 186, 981

職員給与改定費 △1, 186, 982

(1) 人事委員会勧告に基づく改定 △1, 392, 239

事務局職員	(4人)	△158千円
小学校職員	(5, 696人)	△629, 150千円
中学校職員	(3, 207人)	△349, 035千円
高等学校・中等教育学校職員	(3, 094人)	△326, 874千円
特別支援学校職員	(871人)	△87, 022千円

※退職手当分を含む。

※事務局職員の給与・手当改定分は、知事部局で一括計上。

(2) 臨時的給与減額措置の緩和 205, 257

小学校職員	102, 583千円
中学校職員	50, 746千円
高等学校・中等教育学校職員	42, 708千円
特別支援学校職員	9, 220千円

特別職期末手当等改定費 1

期末手当の年間支給割合の引下げ	△163千円
年間3. 1月分 → 2. 95月分 (0. 15月分減)	
臨時的給与減額措置の緩和	164千円

[職員給与改定の概要]

- 1 給与改定率 △0. 23% (給料の改定0. 22%、諸手当等の改定△0. 01%)
 - ・ 給料表の改定: 概ね40歳以上の職員が受ける号給について平均0.1%引下げ
 - ・ 給与の抑制措置: 55歳を超える職員に対する給与を1%減額(行政職6級相当以上)
- 2 期末・勤勉手当の年間支給割合の変更 (23年4月1日以降適用)
 - 年間支給割合 4. 15月分 → 3. 95月分 (0. 2月分減)
 - 期末手当 2. 75月分 → 2. 6月分 (0. 15月分減)
 - 6月期 1. 25月分 → 1. 225月分 (0. 025月分減)
 - 12月期 1. 5月分 → 1. 375月分 (0. 125月分減)
 - 勤勉手当 1. 4月分 → 1. 35月分 (0. 05月分減)
 - 6月期 0. 7月分 → 0. 675月分 (0. 025月分減)
 - 12月期 0. 7月分 → 0. 675月分 (0. 025月分減)

(特定幹部職員についても、年間支給割合を同様に変更する)

※本年度に限り、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.35月分(0.15月分減)及び0.65月分(0.05月分減)に引き下げる。
- 3 調整措置

22年4月から実施日の前日までの公民較差相当分を所定の計算方法で算出し、22年12月期の期末手当で減額調整
- 4 給与減額措置の緩和

知事を除く特別職の給料月額及び職員の給料月額については、知事等及び職員の給与の特例に関する条例により、臨時的給与減額措置を緩和・解消する。

 - (1) 一般職の減額率

特定幹部職員6%→1%(5%減)、管理職員4.5%→0.5%(4%減)

一般職員・若年層0.5%→なし(0.5%減)
 - (2) 教育長の減額率

15%→12%(3%減)

5 実施時期 平成22年12月1日